

1 議事日程(2日目)

[平成17年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成17年9月6日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第62号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第2 議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第3 議案第64号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第4 議案第65号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第5 議案第66号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第67号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第68号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第69号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 請願第3号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定に関する請願
- 日程第10 請願第4号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長 佐藤善郎 助役 井上保廣

収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田 讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤 幸二郎	福祉課長	新納照文
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	花田敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1から日程第4まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、議案第62号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」から日程第4、議案第65号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第4までを一括議題とします。

お諮りします。

日程第1から日程第4までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第62号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第62号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第63号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第63号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第64号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第64号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第65号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第65号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第5 議案第66号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第66号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第66号は総務文教常任委員会及び環境厚生常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第6 議案第67号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第67号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第67号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第7 議案第68号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第68号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第68号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第8 議案第69号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第69号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第69号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第9 請願第3号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定に関する請願

議長（村山弘行議員） 日程第9、請願第3号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1 番片井智鶴枝議員。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） おはようございます。

請願第3号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定に関する請願」につきまして趣旨の説明をさせていただきます。

紹介議員は、武藤哲志議員、山路一恵議員、渡邊美穂議員と私、片井です。

請願者は、男女共同参画を進める市民ネットワーク太宰府、代表陶山雪代氏です。

お手元に配付されております請願書を朗読いたしまして趣旨説明にかえさせていただきますと思います。多少長くなりますけども、よろしく願いいたします。

1、要旨。太宰府市では、男女共同参画推進条例の制定が市政の重要な課題となっております。私たちは、男女共同参画社会基本法にのっとり、実効性のある条例の制定を求めます。

本市の男女共同参画審議会は平成16年12月20日、市長より諮問（同年3月22日付）された「男女共同参画社会実現に向けた条例に盛り込む基本的事項」について、条例案の形で答申しております。市長は諮問の中で、男女共同参画推進施策の実効性を法的に裏づけ、市民や事業者などとともに男女共同参画社会に取り組む姿勢を明確に示すために条例の制定が必要と指摘されました。審議会の答申は、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえていることはもちろん、市長の諮問にこたえる内容となっていることは言うまでもありません。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（基本法2条1号）をいいます。

だが現実には、固定的な性別役割分担意識はいまだに根強いものがありますし、男女の社会活動の選択を制約している制度、慣行があることも否定できません。性別による差別的取り扱いなどの違法行為も後を絶ちません。

基本法が、地方公共団体に男女共同参画社会の形成に関し国に準じた施策の策定、実施の責務を負わせたのは、地域社会における取り組みが不可欠であるからです。自治体が施策をより積極的、効果的に推進するには、条例によって法的根拠を与える必要がありますし、自治体、住民、事業者などに一定の義務を課する場合には条例の定めによる必要があります。苦情処理や人権救済のための第三者機関の設置は条例によらなければなりません。

私たちは2の理由で述べますように、本市の審議会の答申に基づいた条例が制定されるよう求めます。

2、理由。太宰府市男女共同参画審議会の答申は、条例案を以下のとおり構成しています。まず第1章の総則で、制定の目的、定義、男女共同参画社会の基本理念、市、市民、事業者などの責務、性差別などの禁止を定め、第2章で男女共同参画を促進する基本的施策の策定と推進体制の整備などを規定しています。第3章では男女共同参画施策に係る苦情を処理し、性差別などによる人権侵害から被害者を救済するための第三者機関としてのオンブズパーソンの設置、第4章では苦情処理及び人権救済の手続を定めています。さらに、第5章で基本計画の策定などを行う男女共同参画審議会の設置、第6章は条例の施行に関する規定です。これらのいずれを欠いても男女共同参画の推進に役立つ条例とはなり得ないのではないのでしょうか。

条例案は基本理念として、男女の人権の尊重や社会における制度、慣行についての配慮、政策立案、決定への共同参画、家庭生活と他の活動の両立、国際協調などを定めていますが、これらはすべて基本法と同様の規定です。

市、市民、事業者などの責務を定めているのは、男女共同参画社会の形成は行政にのみによってなし得るものではなく、市民、事業者などの協力が不可欠であるからにほかなりません。

特に評価したいのは、条例案には苦情処理、被害者救済のためのオンブズパーソンの設置と、苦情処理、人権救済のための手続規定がきちんと盛り込まれていることです。性差別などの人権侵害を救済し、男女共同参画に係る苦情を処理することは、国のみならず、地方公共団体に課せられた重大な責務であります。

男女共同参画社会を形成していくには、まず何よりも性差別や人権侵害をなくし、男女共同参画の推進を阻んでいる要因を取り除いていかなければなりません。苦情処理、人権侵害に対する救済制度を備えた実効性のある条例の制定が求められる大きな理由がここにあります。

3、私たち「男女共同参画を進める市民ネットワーク太宰府」では、条例の早期制定を求める署名活動を行いました。1か月余りの短い期間でしたが、3,300人を超える方々から署名をいただきました。私たちは条例制定への市民の期待の大きさと、男女共同参画社会形成への熱い思いが署名に寄せられていると意を強くしているところです。

地方自治法第124条の規定により上記請願を提出します。市民の思いをお酌み取りいただくべく署名簿を添付いたします。

太宰府市におきましては、平成6年12月、人権尊重意識の高揚を目指して市議会が人権都市宣言に関する決議、平成7年12月には太宰府市人権都市宣言に関する条例の制定がなされ、差別のない人権のまちへの取り組みは既になされています。しかしながら、少子・高齢化社会の進展など急激な社会情勢の変化の対応には、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国の最重要課題であり、その具現化のため実効性のある条例制定が地方自治体にゆだねられています。

以上のような趣旨をご理解の上ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、趣旨説明を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第10 請願第4号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願

議長（村山弘行議員） 日程第10、請願第4号「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

8番渡邊美穂議員。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願について趣旨説明をいたします。

提出者は、筑紫地区子どもたちの未来を拓く会、会長郡島恒昭氏です。

紹介議員は、片井智鶴枝議員と私、渡邊美穂です。

2005年度の政府予算の中で、この義務教育費の予算が4,250億円削減されました。これまで既に学校図書購入費や校内LAN整備などについても、文部科学省は地域によって大きな格差が生じていることを認めています。福岡県においても、今後約40億円の削減が予想され、全国的にも40の道府県で予算が不足します。予算が不足した場合は、補正予算で対応できる自治体とそうでない自治体が出てくる可能性があると同時に、その補正割合も自治体によって異なってくる可能性があります。

義務教育ではない高等学校においては、21の道県において職員が標準法定数に達していないという事実からも、自治体格差が現実になることが懸念されます。少なくとも義務教育においては、自治体によってこのような格差を生まないことが望まれます。

親は、どこの場所でも子どもたちが同じ環境で教育を受けられることを望んでいます。不安定な財源で子どもたちが平等な教育を受ける権利が奪われることのないように、また一人ひとりに十分な教育が行き届くよう、教育予算を拡充し、全国どこにおいても一定の教育水準が保たれるよう国に要望するものです。

以上の趣旨をご理解いただき、ご審査の上ご賛同いただけますよう、よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月14日午前10時から再開いたします。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前10時16分

~~~~~